

平成27年4月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成27年4月17日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	6番 根本讓君	7番 佐藤啓史君
8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君	10番 吉野修文君
11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君	13番 土屋元君
14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 5番 渡辺玄正君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤平喜之君
企画課長 関富夫君	財政課長 齋藤恒夫君
税務課長 土屋英二君	市民課長 渡辺茂雄君
福祉課長 花ヶ崎善一君	観光商工課長 酒井清彦君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議事日程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第29号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

開 会

平成27年4月17日（金） 午前10時開会

- 議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成
立いたしました。これより平成27年4月勝浦市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願
います。

会 期 の 決 定

- 議長（岩瀬義信君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長（岩瀬義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、黒川民雄議員及び佐藤啓
史議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 議長（岩瀬義信君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。
〔職員朗読〕
- 議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。
それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、であります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同日から一部が施行されたことに伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいたごうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正点について申し上げます。1点目は、平成27年度分の軽自動車税から適用することとされていた原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る税率について1年先延ばしし、平成28年度分の軽自動車税から適用することとしたものであります。

2点目は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した3輪以上の軽自動車について、一定の要件を満たす環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減することとしたものであります。

3点目は、個人住民税の寄附金控除額に係る申告の特例について、平成27年4月1日以後に支出する、地方団体に対する寄附金、いわゆる、ふるさと納税について、納税義務者が寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けられる措置を講じたものであります。

4点目は、平成27年度評価替えに伴い、土地に係る平成27年度から平成29年度までの固定資産税について税負担の調整措置を講じたものであります。

5点目は、固定資産税の評価替えが据え置かれる平成28年度及び平成29年度について、土地の評価額の下落修正ができることとしたものであります。

6点目は、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置等について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例の対象に追加されたことに伴い、減額措置の割合を定めたものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等に伴い、条文を整備したものであります。

次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、であります。本案は、半島振興法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同法の期限延長についての規定が公布の日からその他の規定については、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、勝浦市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいたごうとするものであります。

それでは、主な改正点について申し上げます。1点目は、市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みが創設され、この産業振興促進計画に位置付けられた事業について、固定資産税の特例措置が受けられるように改めたこと、また特例措置の対象にインターネット付随サービス業

や農林水産物直売所などの事業を加えるものであります。

2点目は、特例措置の対象期限について平成27年3月31日までであったものを平成37年3月31日まで延長したものであります。

以上で議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号及び議案第28号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、承認することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、承認することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第29号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま、議題となりました議案第29号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月6日に公布された国民健康保険法の一部を改正する法律の一部が、平成27年4月1日に施行されたことに伴い、勝浦市国民健康保険条例第9条第1項で引用する条項

に移動が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第30号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま、議題となりました議案第30号 平成27年度一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であり、デイサービスセンター総野園の浴場ろ過装置の老朽化に伴い不具合が生じているため、早急な改修工事が必要なことによる工事費の補正、また、勝浦市商工会で行う老朽化した商工会館の施設改修工事費用について補助しようとするものであります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,950万円を追加し、予算総額を77億5,350万円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、民生費においては、老人福祉費に450万円を追加し、商工費においては、商工業振興費に2,500万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に寄附金2,500万円、繰越金230万円、市債220万円を追加計上しようとするものであり、寄附金につきましては、商工会館改修工事にかかる補助金の財源となるもので、株式会社勝浦ホテル三日月代表取締役、小高芳男様からの指定寄附であります。

地方債においては、老人福祉施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであり、デイサ

ービスセンター総野園の浴場ろ過装置改修工事の財源とするものであります。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、質疑に際しまして、事項別明細書のページ数をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、平成27年4月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第27号～議案第30号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員